

沿道アクセススペースの検討について

1 前提条件の整理

(1) バス停留所

- (2) 与美交。

四條烏丸、四條川端の交差点周辺の道路構造は、現状と大きく変更しない。

四条通から細街路・河原町通への左折車両が、四条を通行する他の交通に影響を与えないようにする。なお、現状において、当該区間の四条通から細街路・河原町通へは右折禁止である。

上記(1)(2)の支障とならない箇所
沿道アクセススペースを配置する。



- 第1回沿道協議会における協議内容や調査データを踏まえ、沿道アクセススペースの配置方針を以下のように設定した。

○駐停車台数:約3,200台
(うち、人の乗降あり:約2,700台)

- ・貨物車の停車が妨げられるような影響が発生すれば、地域に大きな影響を与える可能性がある。
- ・四車道に長時間駐車し高荷重を行っている車面については路外荷重と騒音等を利用してもらうなどの対策によって、整備していくことが望ましい。
- ・貨物車面は午前に多い傾向にあり、この時間帯でのスペース確保は必要である。

▲ 人の乗降など短時間の停車のみ治道アクセスを許可
[車種を限定しない治道アクセススペース]

▲ 貨物車用のスペースを午前中中心に確保
「貨物車スペース」

▲ 貨物車スペース以外にも、車種を限定しない
「沿道アクセススペースを確保
「車種を限定」ない沿道アクセススペース」

▲ 大型商業施設前の沿道アクセススペースが
確保可能な場所では、タクシー用スペースを優先的に配置
「タクシースペース」

▲ タクシースペース以外にも、車種を限定しない
沿道アクセスポースを確保
「車種を限定しない沿道アクセスポース」



